

## 花と緑のアドバイザー派遣制度実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は新潟県内における緑化の普及・啓発を図り、新潟県内在住の花や緑の専門家が活躍できる場所を増やしていくことを目的として、新潟県、市町村、学校、住民団体、企業団体、一般市民等（以下「団体等」という。）が実施する緑化講演会、緑化講座、緑化学習会、自然観察会等（以下「活動等」という。）に対し、公益財団法人新潟県都市緑花センター理事長（以下「理事長」という。）が、講師、インストラクター、指導者等（以下「講師等」という。）として、花と緑のアドバイザーを派遣するにあたり必要事項を定める。

### (対象)

第2条 派遣対象となる活動は、緑化の普及・啓発が主たる目的の活動であり、参加予定者10名以上で、可能な限り広く県民が参加できる形態となっている、次の各号のいずれかに該当する活動とする。なお、開催形式においては、WEB等を活用した配信型でもよいがLIVE配信のみを対象とする。

- (1) 講演会 例「緑化と防災」、「植物保全について」など
- (2) 講習会 例「バラの剪定」、「庭木の育て方」など
- (3) 研修会 例「用務員研修会」、「土木技術研修会」など
- (4) シンポジウムのパネラー、ゲストコメンテーター
- (5) コンクール審査員

(6) その他、当センター理事長が認めた催事等

2 次に掲げる活動は派遣をすることはできない

- (1) 宗教活動を目的とする活動
- (2) 政治活動を目的とする活動
- (3) 営利を目的とする活動

(4) 反社会的勢力または、それに類する団体及びそれらの関係者が所属する団体の活動

3 派遣を受けようとする団体等は、次の各号について留意し、効果的な活動の実施に努めなければならない。また、各号についての実施状況は、公益財団法人新潟県都市緑花センター(以下「当センター」という)に求められた場合、書面(様式任意)にて提出しなければならない。

- (1) 活動を実施する体制や適切な資金計画の立案
- (2) より多くの県民が参加できる工夫や、活動参加者、講師等との意見交換
- (3) 新潟県 都市のみどりのあり方を意識した活動の成果の整理
- (6) 事故防止等、活動実施に当たっての安全管理

### (費用負担等)

第3条 花と緑のアドバイザーの謝金及び旅費は、当センターの各規程に沿った額を、当センターから花と緑のアドバイザーへ支給する。その他活動に際して必要な材料などの経費の負担については、団体等の負担とする。

2 派遣を希望する団体等は、1派遣につき、三千円(税込)を事務手数料として当センターへ支払わなければならない。

- 3 次に示す条件をすべて満たす場合、3条2項にあげた事務手数料は免除できる。
- (1) 派遣を受けて実施する活動の名称の肩書に「花と緑の教室」を加える
  - (2) 「共催：(公財)新潟県都市緑花センター」と広報資料等に記載する
  - (3) 派遣を受けて開催する活動等において、参加対象が限定されず、広く県民全般が参加することができ、参加募集について、おおよそ一か月程度の期間を設けることができるものである
  - (4) 当センターの教室募集や活動報告等のページに掲出することを承諾すること
  - (5) 上記4項目が確認できる書類(任意)を申請時に提出すること

(派遣回数)

第4条 派遣は、講師が未決定のもの場合は1団体等あたり年間4回までとする。講師が決定している活動等が1回でも申請に含まれる場合は、1団体等あたり年間2回までとする。

(派遣申請)

第5条 前条に規定する派遣を受けようとする団体等は、申請書(様式第1号)を理事長に提出するものとする。

(派遣の決定)

第6条 理事長は、前条の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査し適正と認めた場合、派遣を決定し通知(様式第2号)する。

(完了届)

第7条 前条の規定による派遣決定通知書を受けた団体等は、活動完了後、1か月以内に完了報告書(様式第3号)を理事長に提出するものとする。

(交付)

第8条 理事長は、前条の完了報告書を受理した後、花と緑のアドバイザーに対し謝金及び旅費の所要額を支払うものとする。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、令和 4年4月1日から実施する。